

審査基準新旧対照表

旧	新
審 査 基 準 令和4年5月13日作成	審 査 基 準 令和7年8月8日作成
法 令 名：道路交通法	法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第99条第1項	根 拠 条 項：第99条第1項
処 分 の 概 要：指定自動車教習所の指定	処 分 の 概 要：指定自動車教習所の指定
原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第99条（指定自動車教習所の指定）、第99条の2（技能検定員）、第99条の3（教習指導員） 道路交通法施行令第35条（指定自動車教習所の指定の基準） 道路交通法施行規則第32条（コースの種類、形状及び構造の基準）、第33条（教習の時間及び方法）、第34条の3（指定前における教習の基準）、第34条の4（指定前における教習を修了した者に対する技能試験） 技能検定員審査等に関する規則第6条（技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定）、第14条（教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識がある者と認める者としての認定） 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則第1条（教習の科目の基準の細目）、第2条（教習時間の基準の細目）、第3条（教習方法の基準の細	法 令 の 定 め：道路交通法第99条（指定自動車教習所の指定）、第99条の2（技能検定員）、第99条の3（教習指導員） 道路交通法施行令第35条（指定自動車教習所の指定の基準） 道路交通法施行規則第32条（コースの種類、形状及び構造の基準）、第33条（教習の時間及び方法）、第34条の3（指定前における教習の基準）、第34条の4（指定前における教習を修了した者に対する技能試験） 技能検定員審査等に関する規則第6条（技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定）、第14条（教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識がある者と認める者としての認定） 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則第1条（教習の科目の基準の細目）、第2条（教習時間の基準の細目）、第3条（教習方法の基準の細

目)、第4条(教習方法の基準の細目)、第5条(指定前における教習の基準の細目)	目)、第4条(教習方法の基準の細目)、第5条(指定前における教習の基準の細目)
審査基準:指定自動車教習所の指定の基準は、別紙のとおり。	審査基準:指定自動車教習所の指定の基準は、別紙のとおり。
標準処理期間:15日間(行政庁の休日は含まない。)	標準処理期間:15日間(行政庁の休日は含まない。)
申請先:警察本部運転免許試験課	申請先:警察本部運転免許試験課
<u>問い合わせ先</u> :警察本部運転免許試験課教習所係(092-566-2892)	<u>問合せ先</u> :警察本部運転免許試験課教習所係(092-566-2892)
備考:	備考:
別紙 福岡県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、道路交通法(以下「法」という。)第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所のうち、職員、設備等に関する法第99条第1項に掲げる基準に適合するものを、当該自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき、指定自動車教習所として指定する。 1～2 (略) 3 法第99条第1項第3号関係 (1) (略) (2) 教習指導員資格者証の交付の基準 教習指導員資格者証の交付の基準は、法第99条の3第4項及び第5項並びに技能検定員審査等に関する規則に規定されているが、法第99条の3第4項の「卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為」とは、府令第33条の教習の時間及び方法に関する基準に違反する行為(例えば、無資格教習、教習時限の欠略、教習時限の時間短縮等)等卒業証明書等の発行に関連する違法な行為をいう。ただし、違法行為をしたことについてその者に認識がなかった場合(例えば、 <u>免許証</u> の更新をせず、失効したことに気付かず教習に従事した場合等)は、直ちに「不正な行為」に該当することとはならない。 4～5 (略)	別紙 福岡県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、道路交通法(以下「法」という。)第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所のうち、職員、設備等に関する法第99条第1項に掲げる基準に適合するものを、当該自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき、指定自動車教習所として指定する。 1～2 (略) 3 法第99条第1項第3号関係 (1) (略) (2) 教習指導員資格者証の交付の基準 教習指導員資格者証の交付の基準は、法第99条の3第4項及び第5項並びに技能検定員審査等に関する規則に規定されているが、法第99条の3第4項の「卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為」とは、府令第33条の教習の時間及び方法に関する基準に違反する行為(例えば、無資格教習、教習時限の欠略、教習時限の時間短縮等)等卒業証明書等の発行に関連する違法な行為をいう。ただし、違法行為をしたことについてその者に認識がなかった場合(例えば、 <u>免許証等</u> の更新をせず、失効したことに気付かず教習に従事した場合等)は、直ちに「不正な行為」に該当することとはならない。 4～5 (略)

別添 1

第 1 第一種免許に係る学科教習の標準

1 学科（一）（第 1 段階）

(1) 教習の科目

本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名及び内容は次のとおりである。

教習規則（別表第 5）	項 目 名	内 容
(略)	(略)	(略)
	13 運転免許制度、交通反則通告制度	・ 運転免許の仕組み ・ <u>運転免許証</u>の更新等 ・ 点数制度の概要 ・ 運転免許の取消し、停止等 ・ 初心運転者期間制度 ・ 取消処分者講習制度 ・ 交通反則通告制度の概要
	(略)	(略)

(2)～(3) (略)

2 (略)

第 2 (略)

別添 2～別添 8 (略)

別添 1

第 1 第一種免許に係る学科教習の標準

1 学科（一）（第 1 段階）

(1) 教習の科目

本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名及び内容は次のとおりである。

教習規則（別表第 5）	項 目 名	内 容
(略)	(略)	(略)
	13 運転免許制度、交通反則通告制度	・ 運転免許の仕組み ・ <u>運転免許証又は免許情報記録の有効期間</u>の更新等 ・ 点数制度の概要 ・ 運転免許の取消し、停止等 ・ 初心運転者期間制度 ・ 取消処分者講習制度 ・ 交通反則通告制度の概要
	(略)	(略)

(2)～(3) (略)

2 (略)

第 2 (略)

別添 2～別添 8 (略)